

## 公立大学法人高崎経済大学

### 第2期中期目標期間終了時の検討結果及び講ずる措置について

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第79条の2第1項の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討の結果及び講ずる措置の内容について、同条第3項の規定により下記のとおり公表する。

#### 記

##### 1 検討の結果について

「第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価」の評価結果及び公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）から、公立大学法人高崎経済大学による業務運営は適切に行われており、同法人に引き続き業務を継続させることが適当であると判断する。

##### 2 講ずる措置について

公立大学法人高崎経済大学第3期中期目標を策定し、同目標を法人に指示することをもって所要の措置を講ずるものとする。

#### 【参考：地方独立行政法人法】

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。